

看護職員の月平均夜勤時間 7 2 時間要件に関する意見書（案）

平成 2 8 年度診療報酬改定において、入院基本料の施設基準等の通則である、看護職員の月平均夜勤時間 7 2 時間以下という要件を撤廃又は緩和するという動きがある。

公益社団法人日本看護協会が開催した「日本看護サミット 2015」では、この要件が外れた場合、看護職員の夜勤負担が増大し、離職者が増え、病院は看護職員が確保できなくなるという悪循環に陥るとして要件の堅持を求める緊急アピールが出されるなど、医療現場からは反対の声が上がっている。

現状でも看護職員の過重負担は深刻である。平成 2 5 年度の日本医療労働者組合連合会による調査では、回答者のうち「慢性疲労」が約 7 割、「健康に不安」が約 6 割となり、平成 2 2 年 4 月以降に妊娠した者の約 3 割が切迫流産となり、女性労働者平均の 2 倍近い値となっている。

質の高い、安全で安心な医療を行う上でも、人材確保においても、看護職員の労働環境を整えることは極めて重要である。「看護師等の「雇用の質」の向上のための取組」を行うとした、平成 2 3 年における厚生労働省医政局、労働基準局、職業安定局、雇用均等・児童家庭局及び保険局の 5 局長連名による通知の徹底こそ求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、診療報酬の入院基本料における看護職員の月平均夜勤時間を 7 2 時間以下とする要件の撤廃又は緩和を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 7 年 1 0 月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		